

サプライチェーン構築支援事業補助金（第2次公募）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症によって疲弊した我が県経済を立て直し、一層の強靱化を図るため、法人（日本国内において登記された法人に限る。）が行う県内での生産拠点等の整備に要する経費について、サプライチェーン構築支援事業補助金（第2次公募）（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業者並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（法人税法上で課税対象となる収益事業を実施し、当該収益事業の範囲内で第3に定める補助対象事業を行う法人（認定特定非営利活動法人を除く。）、事業協同組合、農業法人及び大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学）をいう。ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。

イ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者

ロ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

ハ みなし大企業に該当する中小企業者

（イ）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）

（ロ）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人

（ハ）発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人

（ニ）役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

（2）国補助金 国が一般社団法人環境パートナーシップ会議を通じて実施するサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（2次公募）

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象事業A、B又は中小企業特例事業のいずれかとし、それぞれにおいて掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 補助対象事業A 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点を宮城県内に整備する事業
- (2) 補助対象事業B 感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等を宮城県内に整備する事業
- (3) 中小企業特例事業 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が宮城県内で行う生産拠点整備に係る事業
- (4) 補助事業に係る投資計画について、令和2年12月8日より前に対外発表した事業でないこと。ただし、国が一般社団法人環境パートナーシップ会議を通じて実施するサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(令和2年5月公募)への応募は対外発表に当たらないものとする。

(補助対象施設)

第4 補助金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 工場 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる製造業の用に供される施設
- (2) 物流施設 「需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資」の取扱いがあつて、次に該当するもの
日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供される倉庫又は配送センター(自ら使用する施設であること)

(補助対象事業者)

第5 補助金の交付の対象となる者(以下、「補助事業者」という。)は、補助事業を実施する法人であつて、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 国内に事業実施場所を有していること。
- (2) 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 補助事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 単独又は複数社の大企業、中小企業等であること。
- (5) 補助事業について、国補助金の要件を満たし、国補助金の応募申請を行っていること。
- (6) 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成27年4月1日施行)第2条第1項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領(平成27年4月1日施行)第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員

等でないこと。

(8) 全ての県税に未納がないこと。

(補助対象経費)

第6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，別表1に掲げるもののうち，知事が必要かつ適当と認める経費とする。

2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は，利益等を除いた経費を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第7 補助金の交付額は，補助対象経費の合計額から国補助金の交付額を減じた額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし，補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

2 補助金の補助限度額及び補助事業の期間は，別表2のとおりとする。

(申請方法等)

第8 補助金の交付を希望する者は，知事が別に定める日までに，様式第1号による応募申請書及び様式第2号による補助事業概要説明書を知事に提出しなければならない。なお，申請は1事業者につき1案件とする（ただし，リース会社は除く）。

2 前項の規定による補助金の応募申請書に添付しなければならない書類は，別表3のとおりとする。

3 補助事業を共同で実施しようとする場合は，第1項の補助金の応募申請を共同でしなければならない。

4 第1項の規定による補助金の応募申請をした者（以下「応募申請者」という。）が，交付決定前に当該申請を辞退する場合は，様式第3号による申請辞退届を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第9 応募申請者は，やむを得ない理由により交付決定の前に事業に着手する場合は，様式第4号による事前着手のための承認申請書を第8第1項の規定による応募申請書に併せて提出しなければならない。

2 前項の規定による事前着手のための承認申請書に添付しなければならない書類は，別表4のとおりとする。

(補助事業の採択)

第10 知事は，第8第1項の規定による申請書の提出があった場合には，別に定める審査委員会を開催し，当該申請書の内容を審査するものとする。

2 知事は，前項の審査委員会における審査の結果を踏まえ，補助事業として採択する事業を決定し，応募申請者に対し，採択又は採択しない旨を通知する。

(交付申請)

第11 第10第2項の規定による採択の通知を受けた補助事業者は，知事が別に定める日

までに、様式第5号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の申請を共同でしなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

- 第12 知事は、第11第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、補助金の交付の決定を行う。
- 2 知事は、規則第6条の規定に基づき補助金の交付の決定を通知するほか、補助金を交付しない旨の決定を行うときは、その旨を通知する。
 - 3 知事は、第11第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（計画変更の承認等）

- 第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業に要する経費の配分（別表1の費目欄に定める経費ごとの配分額をいう。）の流用に伴う増減。ただし、建物取得費、設備費、システム購入費が、変更前の配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - ハ その他知事が必要と認める場合。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

- 第14 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付するこ

- とが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（交付の条件）

第15 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、様式第7号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
 - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ロ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - ハ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
 - ニ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の利用を中止し、又は処分したとき。
- (6) 補助事業者は、補助事業の取得財産等については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (7) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

(交付決定の取消し)

第16 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第8号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第18 補助事業者は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は令和4年3月18日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は別表5のとおりとする。
- 3 補助事業者は、やむを得ない理由により第1項の期間内に実績報告書を提出することができない場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第19 補助事業者は、第18の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第20 知事は、補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10号による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第21 知事は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交

付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第22 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第23 知事は、第21の規定による補助金の額の確定をしたときは、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、交付要件等を確認した上で補助金を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12号による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業完了後の状況報告)

第24 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後1年間の事業経過について、様式第13号による事業継続状況等報告書を、当該会計年度終了の日から30日以内に、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による提出の対象となった年度の翌年度から4年間の事業経過についても、知事に報告するものとする。

3 補助対象事業Bの物流施設に該当する補助事業を実施する場合、前2項の規定による報告書の提出期間の間、四半期ごとに様式第14号による納入実績等報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、現地調査を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理)

第25 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第26 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、不動産及びその従物並びに、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

3 補助事業者は、第1項により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第16号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該補助事業

者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出)

第27 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、経済商工観光部産業立地推進課に提出するものとする。

(その他)

第28 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別表1 (第6関係) 補助対象経費

費目	内容
建物取得費	① 投下固定資産額(地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額(消費税及び地方消費税を除く。))
設備費	
システム購入費	補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入費
その他	補助事業の実施に必要なその他の経費

※ 投下固定資産で当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分するものとする。

※ 割賦払いに係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとする。

※ 設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な経費とし、建物と切り離すことのできない附帯設備は、原則として建物取得費に含むものとする。

※ システム購入費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウェアの購入費又は物流施設における、自社とサプライチェーン全体のビジネスプロセスの効率化に資するソフトウェアの購入費とする。

※ 補助事業の実施に必要な経費について、知事が必要と認めるものは、当該経費を補助対象経費に含めることができる。

別表2 (第7関係)

補助限度額	補助事業期間
1億円	令和4年3月18日まで

別表 3 (第 8 関係)

応募申請書の添付書類	様式等
国補助金の応募申請書類の写し一式	
暴力団排除に関する誓約書	別紙 1
国補助金の採択通知の写し ※ 国補助金の採択前の場合、採択通知後、遅滞なく、写しを提出すること。	

別表 4 (第 9 関係)

事前着手のための承認申請書の添付書類	様式等
国補助金の事前着手のための承認申請書類の写し	

別表 5 (第 1 8 関係)

実績報告書の添付書類	様式等
補助事業の契約（見積書，契約書（注文書，注文請書等）），納品（納品書等），請求（請求書等），支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し	
取得財産等管理台帳	別紙 2
補助金精算払請求書	様式第 1 2 号
その他知事が必要と認めるもの	